

# 離婚について

協議離婚が大半を占める離婚においても、財産等についての話し合いができず、調停や訴訟などの裁判所を利用するものが増加しています。ここに裁判所を利用するといっても、主なところは調停になります。それは日本の法制度は調停前置主義といい、いきなり離婚訴訟を起こすことはできず、まずは調停の場で話し合わなければならないとされているからです。そして、調停の場で条件が整わず離婚の合意ができないものだけが、訴訟になります。

調停は、本来は当事者が話し合う場とされており、代理人である弁護士をつけずとも行うことは可能です。調停委員の中には、弁護士以上に知識も経験もある方が多くおり、調停の進行を調停委員に頼ることに十分意味があります。しかし、離婚事件の調停委員に弁護士になることは少なく、訴訟となった際の実際を調停委員が理解できていないため、訴訟時の負担を考慮しての助言をすることができません。調停で出された条件をのむ方がよいのか、それとも、時間と労力をかけてでも訴訟を提起して戦うべきかは調停委員ではわかりにくい部分です。当事者が代理人弁護士をつけずに調停を始め、解決ができないまま、1年近くも進展なく続いてしまうということもあります。訴訟への移行時期の見極めが必要となることです。

①調停が長引いていて解決がみえない、②自分の調停を担当している調停委員が自分の話を聞いてくれない、③提示されている調停の条件が望むべき最大のものかわからない、④子どもの面会などで大変そうで、どうしてよいかわからない等という事態になったら、一度、弁護士に相談してみてください。相談料や弁護士費用は、法テラスを通じた法律扶助という制度があり、収入が一定基準に満たないと判断されたときには、相談料の無料、費用の貸付と分割返済(無利息、月額5000円から1万円の分割)という形で弁護士を使っただけです。もう少し、弁護士事務所を身近な相談場所としてとらえてくださると、人生の岐路に当たっての選択肢が増えると思います。

弁護士 井原 正則

# 獨協地域と子ども法律事務所だより

2015.4  
vol.8



Photo:Takeshi Nomura

## ご挨拶

私達「獨協地域と子ども法律事務所」は、獨協大学法科大学院の法律事務所です。今年から法科大学院の新生募集は停止になりましたが、「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」とともに、これからも子どもの人権問題や権利救済等に力点を置きつつ、地域で生活や仕事をされる皆さんの頼りになる相談相手、権利擁護者としてがんばって参りたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

私たちの原点はやはり日本国憲法、基本的人権を起点にして憲法9条の平和主義も、国民が国の政治の中でも社会の中でも主人公であるという憲法の理念が花開いてほしいと思います。しかし、現実の憲法を巡る状況は、その理念から大きく逆行しています。そしてその動きは、今年、大きな転機を迎えているようです。所員一同、日々の仕事を通じて或いは様々な活動を通じて憲法の理念を守り、実現するように取り組んで参ります。

所長

弁護士 柳重雄

## ●ホームページ随時更新中!!

当事務所のホームページには、弁護士費用やご相談までの流れなどはもちろんのこと、相談日や当事務所主催の学習会の案内などの新着情報も掲載しています。今後も随時更新をしていきますので、ぜひ一度ご覧ください。

## ●学習会しませんか??

当事務所では弁護士が講師となり、出張学習会を行っています。お知り合いのお仲間や友人知人、町内会、団体などの少人数でも法律のお話をいたします。ぜひお気軽に事務所までお問い合わせ下さい。

## ●事務局一同より

「もっと早くご相談に来てくだされば…」。  
ご相談にいらしたお客様がギリギリまで追い詰められ、ようやく弁護士へのご相談にたどり着いた、という事例をよく目にします。「弁護士に相談なんて」「一生ご縁のない所だと思っていた」と思われるかもしれませんが、一人で悩まずに、お気軽に当事務所にご相談ください。市民のみならず心強い味方となるよう、事務局一同、あたたかい気持ちでみなさまをお迎えしたいと思っております。

## ●事務所案内●



営業時間 祝日を除く月～金 午前9時30分～午後5時30分  
法律相談 予約制 048-946-1730までお電話ください

ホームページも是非ご覧ください。

獨協法律



獨協地域と子ども法律事務所

〒340-0041 埼玉県草加市松原1-1-10

TEL.048-946-1730/FAX.048-946-1733 <http://www2.dokkyo.ac.jp/~lawoffice/>

## 埼玉県で勾留請求却下が急増?

2014年6月14日、朝日新聞に「脱・人質司法への兆し さいたま地裁、勾留却下が急増」というタイトルの記事が載りました。その記事には、さいたま地裁の2009年から2012年までの勾留請求却下率は、年間で1%台だったけれども、2013年10月から急伸し、2014年4月までの勾留請求却下率は平均で8.11%となったことが記載されていました。

日本では、ある人が犯罪を犯したと疑うに足りる相当な理由があるときで、その人が①住居不定、②証拠を作ったり隠したりしてしまうと疑うに足りる相当な理由がある、③逃げてしまうと疑うに足りる相当な理由がある、という3つのうちのいずれかに該当し、かつ、その人の仕事・家族などの生活状況などを考えて、それでもなおその人を捕まえておかないと捜査ができないような場合には、原則として10日間、最大20日間の身体拘束ができるという決まりがあります(これを「勾留」といいます)。この期間のうちに、検察官が捜査をして、その人を裁判にかけるとかかけないのかということを決めます。検察官のための制度ですから、検察官が、裁判所にその人を勾留してくださいとお願いするので(これを「勾留請求」といいます)。その勾留請求を、裁判所が「そんな必要はないですね」といって、勾留請求を却下する件数が、埼玉で急増したということです。

2012年まで年間で1%だったことからよくわかるように、裁判所はこれまでほとんど検察官の請求をそのまま認めていました。そのことが、勾留された人から自白を得るための「人質司法」として批判されてきました。ただ、このことは、我々弁護士の問題としても自覚をしなければなりません。適切に、逮捕された人の弁護人になれば、その人は勾留されなくてすむかもしれません。この朝日新聞の記事は、単に裁判所・検察官の問題だけではなく、その裏に弁護士会の問題も含まれていることを、我々は適切に読み取らなければなりません。今後も、勾留されるべきでない人が勾留されることが無いように、最良の弁護活動をしていこうと思います。

弁護士 中原 潤一



## 事務所学習会 ～「相続税」を学ぼう～

昨年12月、当事務所において、地域住民の方を対象とした学習会を開催いたしました。

テーマは「相続税」を学ぼうです。法改正により相続税の申告が必要になる方が増えることから、取り上げました。

まず、当職より法律相談でよくある相続の問題を説明させていただきました。「遺言」、「相続放棄」、「預金の払い戻し」等、事例を踏まえながら解説いたしました。

次に、税理士の中野聡先生(税理士法人東部会計センター)をお招きし、1時間ほど相続税の仕組みを講義して頂きました。「相続税の計算方法」、「法改正の内容」、「相続税として「相続税対策」の具体的な方法など、解説して頂きました。



平日の夜に開催いたしました。



多くの地域住民の方にお越し頂き、事務所一同大変感謝いたしております。講義終了後の質疑の時間には、参加者より相続税対策を中心に多くの質問がなされており、相続税問題の関心の高さを改めて感じました。また、参加者からは「相続税の仕組みをよく学びました」、「相続税対策を考えたいと思います」等々の感想を伺うことができ、お役に立つことができたのではないかと感じております。

学習会は毎年11月または12月上旬に行なわれており、子どもの問題(いじめ、虐待等)や老後の問題を取り上げております。

今年度の学習会については、今後、当事務所のホームページでお知らせ致しますので、ぜひお越し頂ければと思います。

弁護士 川原 祐介

## 弁護士紹介

### 歴史の曲がり角で



弁護士 柳 重雄

何だか、最近の世の中、歴史が逆方向に急展開をしているように思えます。今年、戦後70年。戦争体験世代から、世代交代してゆくことがとても気になります。今、まさに歴史の曲がり角にいます。二度と悲惨な戦争を繰り返さないという原点が日本国憲法であったはず。世代交代の進む歴史の曲がり角で、やっぱり戦争することのリアリティーをしっかりと踏まえた議論をしてほしいと思います。

### 日々勉強



弁護士 井原 正則

今年の4月に下の子が小学校に入ります。上の子と下の子を保育園に毎朝自転車ですつれていき、2年前に上の子が小学校に入ってから、下の子1人を保育園に連れて行きました。通算で、5年間ほど保育園に送ってきたのですが、終わりになります。ようやく楽になったと思う反面、少し寂しい気もします。保育園にかかわった5年間は、父としての立場からだけではなく、子どもの専門事務所にいる私にとって、幼い子どもをもつ依頼者の気持ちを少しでも理解できるようになったという意味でも、かけがえのない経験となりました。

### 悩んでいる子どもに繋がる



弁護士 野村 武司

一昨年来、日弁連の子どもの権利委員会幹事として、いじめ問題対策プロジェクトチームでの議論に参加させてもらっています。その関係もあり、複数の自治体のいじめに関する第三者調査委員会で生徒の自殺事案の調査、再調査に関わってきました。十代の死亡事案に直面し、本人、周りの苦しみ、悲しみに出会うと本当につらくなります。検証結果が生かされることを願ってやみません。「こんなことで亡くなると思わなかった」—関係する子どもは、しばしば、苦しんでいる子どもとどうした意識のギャップを口にします。「いじめはイヤイヤ」のメッセージ、もちろん、大切ですが、苦しんでいる子どもとどうにか繋がれるかこれが鍵になるのだと思います。そんなことを考えながら、新年度のスタートです。

### 気が付けば



弁護士 中原 潤一

気が付けば、弁護士生活が丸三年を経過し、四年目に突入していました。弁護士登録する前には、「とにかく最初の三年はがむしゃらに」と考えていましたが、おかげさまでがむしゃらに好きなことをやってきました。幸か不幸か、気が付けば、その好きな分野で、弁護士会等からいろいろな役職もいただくことになりました。今後も、やっぱりがむしゃらに過ごすことになりそうです。

### 子どもが生まれて



弁護士 川原 祐介

昨年10月、長男が誕生しました。休日は子どもと遊んだり、おむつ替えをしたり、一緒にお風呂に入ったりしております。子どもとのふれ合いで癒されています(笑) 当事務所の特色から、「離婚」、「面会交流」、「子どもの引渡し」など子どもに関する問題に多く取り組んでいます。弁護士としての視点に加え、親の視点を合わせ、子どもの問題で悩んでいる方々に寄り添いながら、問題解決のサポートをしていきたいです。